

薬局開設者・管理者 様

荒川区保健所長
石原 浩

厚生労働省等からの通知の情報提供及び
覚醒剤原料の取扱いについて (情報提供)

日頃から荒川区の保健衛生行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
厚生労働省等からの通知の情報提供及び覚醒剤原料の取扱いについて、下記のとおりお
知らせいたします。

記

- 1 厚生労働省等からの通知の情報提供について (別添 1)
区ホームページの URL が変更となりました。
- 2 覚醒剤原料の取扱いについて (別添 2)
改正覚醒剤取締法 (令和 2 年 4 月 1 日施行) により医薬品覚醒剤原料の取扱い等が変更さ
れました。
- 3 新型コロナウイルス感染防止策について
厚生労働省通知等を参考に感染防止に努めてください。
令和 2 年 3 月 13 日 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 事務連絡
「新型コロナウイルス感染症が疑われる者が薬局に来局した際の留意点について」
(別添 3)

<問合せ先>

荒川区保健所 生活衛生課 環境衛生係 医薬担当
荒川区荒川 2-11-1 (北庁舎 1 階)
電話 03(3802)3111 内線 427 FAX 03(3806)2976

厚生労働省等からの通知の情報提供について

荒川区では、区ホームページで厚生労働省や東京都からの通知や診療安全・医薬品の安全等の情報を掲載しています。下記のホームページをご覧くださいとともに、定期的なホームページの確認をお願いいたします。

なお、令和2年7月1日から荒川区ホームページがリニューアルされ、URLが変更されました。ブックマーク等に登録されている場合には、再登録をお願いします。

荒川区ホームページ（医療・医薬品等の安全に関する情報）

<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/kenkouiryou/imuyakuji/anzenjouhou/index.html>

トップページ → 情報を探す → 健康・医療・衛生
→ 医務・薬事 → 医療・医薬品等の安全に関する情報



「医療・医薬品等の安全に関する情報」には、以下のページが掲載されています。

- ・ 新型コロナウイルス感染症関連通知（医療機関、薬局、医薬品販売業等向け）
- ・ 医療機関等におけるノロウイルスの予防等に関する通知について
- ・ 医療事故情報収集等事業、PMDA 医療安全情報、安全情報「警鐘事例」等の情報
- ・ 医薬品・医療機器等に関する安全情報
- ・ 医療・医薬品等の安全に関する情報の東京都ホームページへのリンク集
- ・ 医療広告に関する情報
- ・ 再生医療に関する情報
- ・ 医療事故調査制度
- ・ 医療の安全管理体制の整備等に関する支援
- ・ 医薬品・医療機器の安全等に関する通知（医薬品医療機器等法、薬剤師法関係）
- ・ 医療の安全等に関する通知（医療法等関係）

医薬品である覚醒剤原料の取扱い等について(覚醒剤取締法の改正について)

医療用麻薬と医薬品である覚醒剤原料(以下「医薬品覚醒剤原料」という。)の規制の均衡を図るため、覚醒剤取締法が改正されます(施行日:令和2年4月1日)。法改正により医薬品覚醒剤原料の薬局における取扱い等が変更されます。改正の概要は以下のとおりです。

□ 改正の概要

(1) 交付・調剤済みの医薬品である覚醒剤原料の患者等からの譲受規定の新設

患者が服用しなくなり不要となった交付・調剤済みの医薬品覚醒剤原料(以下「調剤済医薬品覚醒剤原料」という。)について、患者やその相続人等から譲受可能*となります(法改正前は、譲受不可)。譲受した際は「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」を所管の保健所に届け出ることになります。なお、患者等から不要のため譲受した調剤済医薬品覚醒剤原料は廃棄しなければなりません(再利用は不可)。廃棄の手続きは、(2)のとおりです。

- * 医療機関(病院や診療所等)は自らが交付・調剤した調剤済医薬品覚醒剤原料しか譲受することができません。
- * 薬局は自ら調剤した調剤済医薬品覚醒剤原料に限らず、他の病院や薬局等が交付・調剤した調剤済医薬品覚醒剤原料も譲受することができます。

(2) 交付・調剤済みの医薬品である覚醒剤原料の廃棄届の規定の新設

調剤済医薬品覚醒剤原料について、保健所職員の立会いをすることなく、廃棄可能となります(法改正前は、規定なし)。調剤済医薬品覚醒剤原料の廃棄後30日以内に「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」を所管の保健所に届け出ることになります。なお、従前どおり、使用する見込みがなくなったり、誤調剤した医薬品覚醒剤原料等については、「覚醒剤原料廃棄届出書」を所管の保健所に届け出て、保健所職員立会いの下、廃棄して下さい。

(3) 帳簿を備え、必要事項の記入義務化

医薬品覚醒剤原料について、帳簿を備え、必要事項の記入が義務化されます(法改正前は、規定なし)。記入事項は、①譲渡・譲受・交付・廃棄した医薬品覚醒剤原料の品名及び数量、年月日②事故届等により届出をした医薬品覚醒剤原料の品名及び数量です。帳簿は、最終の記入をした日から二年間保存することになります。

(4) 各種届出や譲渡証・譲受証の様式改正

全ての条文において、「覚せい剤」から「覚醒剤」に改正されます。それに伴い、各種届出や譲渡証・譲受証の様式が改正されます。なお、当面の間は、旧様式を使用することができます。

(5) 自己の疾病の治療目的の携帯輸出入に関する規定の新設

厚生労働大臣の許可を受けた場合、自己の疾病の治療の目的で携帯して医薬品覚醒剤原料を輸出入可能となります(法改正前は、携帯輸出入不可)。詳細は、各地方厚生局麻薬取締部にお問合せください。

改正の詳細は、東京都福祉保健局健康安全部薬務課ホームページにて御確認ください。

URL:<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/iyaku/sonota/toriatsukai/kakutori houkaisei.html>

□ 問合せ先

荒川区保健所生活衛生課環境衛生係医薬担当 TEL:03(3802)3111 内線 427



事務連絡
令和2年3月13日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス感染症が疑われる者が薬局に来局した際の留意点について

今般、発熱や上気道症状を有する等、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者が薬局に来局した際の留意点について、下記のとおりとりまとめましたので、関係者への周知をお願いします。

なお、下記の取扱いは現時点における新型コロナウイルスの知見をもとにまとめたものであり、今後取扱いに変更がある場合には追って連絡します。

記

1. 地域の各薬局に共通する感染予防策について

基本的に誰もがこの新型コロナウイルスを保有している可能性があることを考慮して、全ての来局する患者の対応において、標準予防策であるサージカルマスクの着用と手指衛生の励行を徹底すること。

2. 新型コロナウイルス感染症患者（同感染症が疑われる者も含む。以下同じ。）を対応する際の感染予防策について

（1）各地域における新型コロナウイルス感染者の報告状況や帰国者・接触者外来の設置状況等を考慮し、各薬局は下記に基づいて感染予防策を講じること。

- ・新型コロナウイルス感染症患者に対しては、標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
- ・个人防护具を着用中また脱衣時に眼・鼻・口の粘膜を触れないように注意し、着脱の前後で手指消毒を実施すること。

（2）その他

- ・原則として、来局した患者が新型コロナウイルス感染症患者であることが後に判明し

た場合であっても、1. 及び2. (1) に基づいた感染予防策を適切に講じていれば、濃厚接触者には該当しないこと。

- ・新型コロナウイルス感染症患者の対応に携わった薬局の薬剤師等は、濃厚接触者に該当するかに関わらず、毎日検温を実施し、自身の健康管理を強化すること。

3. 調剤の求めに応ずる義務について

患者が発熱や上気道症状を有しているということのみを理由に、当該患者の調剤の求めを拒否することは、薬剤師法（昭和35年法律第146号）第21条及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第11条の11における「正当な理由」に該当しない。

(参考)

- 「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド（第2版）」（2020年3月2日 日本環境感染学会）
http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=341
- 「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」（2020年3月5日国立感染症研究所、国立国際医療研究センター国際感染症センター）
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

以上